

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六号）

最終改正 令和六年七月二十三日

（申請人の基準）

第一条 飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約

を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の内容の基準）

第二条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年総務省告示第四百五号（統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 中分類〇九―食料品製造業

二 小分類一〇一―清涼飲料製造業

三 小分類一〇三―茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

四 小分類一〇四―製氷業

五 細分類五六二―総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）

六 細分類五八一―食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）

七 細分類五八六一―菓子小売業（製造小売）

八 細分類五八六三―パン小売業（製造小売）

九 細分類五八九六―豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第三条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。

二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

四 登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

附 則（令和五年農林水産省告示第千四十八号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 本邦において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）

別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この告示の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

二 在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

三 入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による

許可をするかどうかの処分がされていないもの

3 施行日前に、この告示による改正前の平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号、平成三十一年農林水産省告示第五百二十五号、平成三十一年農林水産省告示第五百二十六号又は平成三十一年農林水産省告示第五百二十七号に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、それぞれ、この告示による改正後の平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号、平成三十一年農林水産省告示第五百二十五号、平成三十一年農林水産省告示第五百二十六号又は平成三十一年農林水産省告示第五百二十七号（以下「新告示」という。）に適合するとして同項に基づき交付した証明書とみなす。

4 次の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、なお従前の例による。

- 一 この告示の施行の際現に入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者
- 二 附則第二項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し、施行日以後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

三 附則第二項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項

の規定による許可を受けた者

四 附則第二項第三号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三項の規定による許可を受けた者

五 施行日前に前項の規定により新告示に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなされることとなる証明書の交付を受け、施行日以後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

附 則（令和六年農林水産省告示第三百二十二号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から四月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の適用の際現に、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条の二第一項の規定による特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項

の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）で定める産業上の分野のうち、農業分野、漁業分野、飲食料品製造業分野又は外食業分野であるものに限る。以下同じ。）の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付を受けている者若しくは交付の申請をしている者、法第二十条第三項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可を受けている者又は同条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可の申請をしている者に係る特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準については、なお従前の例による。

附 則（令和六年農林水産省告示第七百二号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年農林水産省告示第千四百三十三号）

この告示は、公布の日から施行する。